

以上修正点を申し上げまして賛成するものであります。

○木村福八郎君 只今油井委員が申された修正案に私は賛成いたします。賛成いたしますが、希望条件が二つあるわけですが、その一つはこの信用協同組合が信用金庫に移る場合、修正案によつて信用協同組合が従来よりは預金の受入が制限されるわけですが、この制限されることによつて生ずる弊害については油井委員も指摘されて、そう実際上には大した弊害はない、こういうお話でございましたが、併しその中には員外預金を制限されることによつて信用金庫より弱体化するという印象を与えて、どうしてもこの信用金庫よりも弱体になつて行く、こういう危険があると思つて、そういうことに對しましては、十分これを考慮に入れて、そういうことのないようにしなければならぬと思ひます。例えば、地方公共団体その他営利を目的とした事業の預金を受入れ、これも信用協同組合はやつてよろしい、こういうことになつておりますが、實際において政府が、或いは地方公共団体が資金を流すときに、信用金庫のほうに余計有利に流して信用協同組合のほうには余り流さない、或いは全然流さないというようなことが生じますと、そこに非常な差別的な条件が出て来まして、ますます信用協同組合は弱体化せざるを得ないことになりまして、こういう点については我々十分監視すると共に、政府をしてそういう差別待遇をさせないということが必要だろうと思ふのです。それから第二には信用協同組合が信用金庫になりまして、どうしても金融機関の性格を従来よりは強く持

つようになりまして、そうして信用協同組合の基本である協同組合主義というものが薄れて行く可能性があると思ふのです。そういう場合にどういう弊害を生ずるかと言へば、予想せられる弊害は、零細企業に対する金融はいわゆるコンマーシャル・ベースによるところの金融を以てしては実情、困難なことは周知の通りでありますので、その結果として零細企業に対する金融がおろそかになるようなことがあつてはならない。信用金庫に移ることによつてコンマーシャル・ベースによる金融の性格が強くなり、どうしても中企業、零細企業よりももう少し規模の大きい、又信用程度の大きいほうの金融に重点が置かれる。その結果零細企業に對する金融がおろそかにせられることになつてはならないと思ふのであります。中小企業と言われておりますけれども、一番金融に困つておるのはこの零細企業に對する金融でありますので、そういうことにならないように我々又監視し、そういう措置を講じなければならぬと思ふのですが、そういう希望条件を附しまして修正案に賛成するわけでありまして。

○理事(大矢半次郎君) ほかに御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんですか。

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めまして、それではこれより採決に入ります。

先ず信用金庫法案の採決をいたします。本法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて信用金庫法施行法案は全会一致を以て修正可決いたしました。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて信用金庫法施行法案は全会一致を以て修正可決いたしました。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 次に請願及び陳情に関する小委員長の報告を議題に供します。

○杉山昌作君 請願及び陳情に関する小委員会におきます審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る二十四日第四回的小委員会を開きまして、紹介議員から趣旨の説明を聴取し、更に政府の見解を質す等慎重に審議をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。請願第千四百五十四号、第千五百八十八号、第千六百二十九号、第千六百四十九号、陳情第四百十一号はいずれも退職金は退職者の将来の生活に対する唯一の保障であつて、臨時余剰のものとして費消すべき所得ではないから、これに對して所得税を免除せられたいとの趣旨であります。請願第千五百五十三号は、美容業者の所得の本質は勤務の対価として給与所得と同様のものであるから税法上勤務所得者と同一又はこれに準じた取扱を受けられるように法的措置を講じられたいとの趣旨であります。陳情第四百十一号はかばん類の物品税の免税点を物価騰貴の現状から現行の三千円から倍額程度に引上げられたいとの趣旨であります。請願第千五百九十一号、陳情第四百号は織物消費税の廃止によつて織物の販売業者は致命的な損害を受けておるから、廃止税と相當額の補償を速かに実現せられたいとの趣旨であります。請願第千九百四十一号は、林業に對する課税は極めて重税となつておるにかかわらず税法の運用にも不適正な点があるから、林業経営の特異性を考慮して速かな改正をせられたいとの趣旨であります。請願第千八百三十七号は栃木県塩谷郡北高

根澤村は供出米の事前割当の増加に伴い不当に重税を課せられ、又畑地に對する所得税も他に比して重税であるから、今後は実情精査の上課税の適正化を図られたいとの趣旨であります。陳情第三百八十八号は、富裕税の課税に當つては、(一)營業權の評価、(二)取引相場のない株式の評価等を再検討の上公正なる運営を期せられたいとの趣旨であります。陳情第三百十号は、塩化ウィニール製造工業の実態に鑑みて、その体制の確立するまでは、これが育成の見地から法人税法第六條によつて免税せられたいとの趣旨であります。請願第千九百七十九号は、たばこ小売業の手数料は一般商品の小売利益率に比して極めて低いから、これを一割程度に引上げられたいとの趣旨であります。請願第千九百二十六号は、東北地方の開発を促進するため、開發銀行の支店を東北地区に設置せられたいとの趣旨であります。

以上の各件はいずれも政府において十分研究の上その実現に努力すべきであると認めて採択いたしました。

請願第千五百三十九号は、現在歯科医師はその収入の九〇％が健康保険法、国民健康保険法、生活保護法に基く診療にかかるものであるが、その診療報酬の支払は四カ月も遅延する状況であつて、医療費の高騰と相俟つて困窮しているから、必要経費又は基礎控除について考慮されたいこと、社会保険診療報酬に對しては課税を撤廃されたいこと等の措置を図られたいとの趣旨であり、個々の要求の実現は不適当ではあるが、適正化を図ることは必要と認められますので採択いたしました。請願第千五百九十号は、貸金業等

多意見者署名
松永 義雄 森 八三一
木村福八郎 佐多 忠隆
油井賢太郎 木内 四郎
清澤 俊英 黒田 英雄
九鬼紋十郎 岡崎 眞一
小林 政夫 杉山 昌作

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めまして、それではこれより採決に入ります。

○理事(大矢半次郎君) 次に請願及び陳情に関する小委員長の報告を議題に供します。

○杉山昌作君 請願及び陳情に関する小委員会におきます審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

去る二十四日第四回的小委員会を開きまして、紹介議員から趣旨の説明を聴取し、更に政府の見解を質す等慎重に審議をいたしましたのでありますが、その結果は次の通りであります。請願第千四百五十四号、第千五百八十八号、第千六百二十九号、第千六百四十九号、陳情第四百十一号はいずれも退職金は退職者の将来の生活に対する唯一の保障であつて、臨時余剰のものとして費消すべき所得ではないから、これに對して所得税を免除せられたいとの趣旨であります。請願第千五百五十三号は、美容業者の所得の本質は勤務の対価として給与所得と同様のものであるから税法上勤務所得者と同一又はこれに準じた取扱を受けられるように法的措置を講じられたいとの趣旨であります。陳情第四百十一号はかばん類の物品税の免税点を物価騰貴の現状から現行の三千円から倍額程度に引上げられたいとの趣旨であります。請願第千五百九十一号、陳情第四百号は織物消費税の廃止によつて織物の販売業者は致命的な損害を受けておるから、廃止税と相當額の補償を速かに実現せられたいとの趣旨であります。請願第千九百四十一号は、林業に對する課税は極めて重税となつておるにかかわらず税法の運用にも不適正な点があるから、林業経営の特異性を考慮して速かな改正をせられたいとの趣旨であります。請願第千八百三十七号は栃木県塩谷郡北高

根澤村は供出米の事前割当の増加に伴い不当に重税を課せられ、又畑地に對する所得税も他に比して重税であるから、今後は実情精査の上課税の適正化を図られたいとの趣旨であります。陳情第三百八十八号は、富裕税の課税に當つては、(一)營業權の評価、(二)取引相場のない株式の評価等を再検討の上公正なる運営を期せられたいとの趣旨であります。陳情第三百十号は、塩化ウィニール製造工業の実態に鑑みて、その体制の確立するまでは、これが育成の見地から法人税法第六條によつて免税せられたいとの趣旨であります。請願第千九百七十九号は、たばこ小売業の手数料は一般商品の小売利益率に比して極めて低いから、これを一割程度に引上げられたいとの趣旨であります。請願第千九百二十六号は、東北地方の開発を促進するため、開發銀行の支店を東北地区に設置せられたいとの趣旨であります。

以上の各件はいずれも政府において十分研究の上その実現に努力すべきであると認めて採択いたしました。

請願第千五百三十九号は、現在歯科医師はその収入の九〇％が健康保険法、国民健康保険法、生活保護法に基く診療にかかるものであるが、その診療報酬の支払は四カ月も遅延する状況であつて、医療費の高騰と相俟つて困窮しているから、必要経費又は基礎控除について考慮されたいこと、社会保険診療報酬に對しては課税を撤廃されたいこと等の措置を図られたいとの趣旨であり、個々の要求の実現は不適当ではあるが、適正化を図ることは必要と認められますので採択いたしました。請願第千五百九十号は、貸金業等

多意見者署名
松永 義雄 森 八三一
木村福八郎 佐多 忠隆
油井賢太郎 木内 四郎
清澤 俊英 黒田 英雄
九鬼紋十郎 岡崎 眞一
小林 政夫 杉山 昌作

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めまして、それではこれより採決に入ります。

〔総員挙手〕

○理事(大矢半次郎君) 全会一致と認めます。よつて信用金庫法施行法案は全会一致を以て修正可決いたしました。

〔総員挙手〕

の取締に関する法律によつて、殖産会社は見做無尽として旧殖産会社を存続させる措置がとられたのであるが、九州財務局が行政措置を誤つたため、九州殖産会社整理組合連合会参加の各殖産会社は、預金者に多大な迷惑と損失を与えているので、これらの救済のため特別な措置を講ぜられたいとの趣旨であり、政府はこれら殖産会社の整理促進のために新会社の育成強化等同情的措置をとるべきであると認めて採択いたしました。陳情第三百六十七号は、長野県飯田市及び下伊那郡の産業不振は、金融機関が独占企業であり、中小企業金融が梗塞されているためであるから、信和銀行の設立認可を実現せられたいとの趣旨であり、特定の銀行ではなくて地方銀行を設立するという趣旨は適切なものと認められますので採択いたしました。陳情第三百二十三号は、終戦後在外法人が現地銀行を経由して内地へ送つた金が受取れないために、送金者は生活に困窮しているから、在外公館等借入金返還の例に倣つて、外地引揚者の内地向け送金の支払を促進されたいとの趣旨であり、送金の時期、方法等が不明確でありますので、政府において実情を調査し、できるだけ趣旨に副う措置を講ずべきであると認めて採択いたしました。

〔理事大矢半次郎君退席、理事清澤俊英君委員長席に着く〕
○理事(清澤俊英君) 只今御報告のありました請願及び陳情については、小委員長の御報告の通り決議することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(清澤俊英君) 御異議ないと認め

めまして採択いたします。
○理事(清澤俊英君) それから金融政策並びに制度に関する調査承認要求並びに継続調査承認要求について御承認を願いたいと思います。
金融政策並びに制度に関する調査承認要求書
一、事件の名称 金融政策並びに制度に関する調査
一、調査の目的 講和を目前に控えて、我が国金融政策並びに制度の基本的あり方につき検討を行う。
一、利益 我が国金融体制の自主的確立に資し得る。
一、方法 各方面の関係者、学識経験者より意見及び説明を聴取し、資料の収集に当るのほか、必要に応じて実施調査を行う。
一、期間 今期国会開会中。
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四條第二項により要求する。
次に継続調査要求書
一、調査事件 金融政策並びに制度に関する調査。
一、理由 本調査はその対象が広汎に亘り、その内容の重要な鑑み、慎重なる調査を必要とするのみならず、その性質上相当長期を要するのであるが、本委員会は今期国会の会期末に当り、調査の承認を得た関係上、閉会中においても継続して調査を行いたい。
右本委員会の決議を経て、本院規則第五十三條により要求する。
只今の調査要求に對しまして、同時に継続調査に對して御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(清澤俊英君) 異議なければ決定します。
○理事(清澤俊英君) それでは有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案、これを政府委員から御説明を願います。
○説明員(小林英二君) それでは只今議題となりました有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案につきましては提案の理由を御説明申し上げます。
有価証券の処分の調整等に関する法律は、政府が財産税等により改納した有価証券、持株会社整理委員会が持株会社及び財閥家族から譲り受けた有価証券、閉鎖機関整理委員会が管理する閉鎖機関の所有する有価証券等についてその処分を円滑且つ公正ならしめるために、有価証券市場の状況に應じて、その処分の時期、価額、数量等に所要の調整を加へると共に、証券民主化の見地から広く国民の間にこれらの有価証券の分散を図ることを目的として制定されたものであります。これらの有価証券は、現在までに大部分の処分が完了し、殊に、持株会社整理委員会、近々その保有有価証券全部の処分を終つて解散する予定となりましたので、この法律の目的は、ほぼ達成されたものと認め、ここに同法を廃止し、同法に基いて設置された証券処理調整協議会を解散しようとするものであります。

散及び清算に必要な手続規定は、別に政令で定めることといたしますが、協議会解散の日からその清算の完了に至るまでの期間においては、清算事務の処理に必要な経費を支弁するため、その昭和二十六年年度予算を引き続き執行できることとすると共に、協議員からの必要経費の徴収、未済事務の処理については、同協議会は、解散前と変わらないこととしております。
なお、有価証券の処分の調整等に関する法律が廃止された際に、政府又は閉鎖機関整理委員会には、処分未済の有価証券が若干残る見込であります。これにつきましては、同法廃止後も、同法の制定された趣旨に従つて、今後ともその処分を促進して行く方針には変りないのであります。
何とぞ御審議の上速かに御賛成下さるようお願いいたします。
○理事(清澤俊英君) 只今の御説明に對して御質疑がありましたらお願いいたします。
○木村福八郎君 一つ資料をお願いしたい。これまで政府が財産税等により改納した有価証券、持株会社整理委員会が持株会社及び財閥家族から譲り受けた有価証券、それから閉鎖機関整理委員会が管理する閉鎖機関の所有する有価証券、こういうものの処分の経過、これは計数的におわかりだと思つていますが、それからこの証券民主化の見地から広く国民の間に有価証券の分散を図ることを目的とした、こういうふうになつておるのでありますが、それがどの程度にこういう有価証券は国民の間に広く分散されたかどうか、特に最近では一億円以上の会社ですか、指定会社となりましたが、報告を

出すという義務がある。あれに基いて何株以上の株主はどれだけ、その金額はどれだけ、こういうものを年次別に最初から成るべく最近まで、それに基いて変化を見たいのです。そういう数字も欲しいわけですか。そういう資料を一つお願いしたいと思うのです。それを御提出願えますか。
○説明員(小林英二君) 只今の御質問の概略については、手許に資料がございますので説明申し上げたいと思つていますが、なお更にこれに不十分な点については改めて資料として提出いたします。

○九鬼紋十郎君 ついでに、今残つて有価証券は大部分は、これは処理したというふうな書いてありますが、相当残つておるような気がするのですが、残つておる分についても資料を出して頂きたい。
○説明員(小林英二君) 承知いたしました。

○佐多忠隆君 一応資料をもらつてから、説明するということにしようではないですか。どうせ数字の説明になりますから、資料をもらつてやらなければ、言い放しでは頭に入らないのです。それから今御説明になつた解散及び清算に必要な手続規定、これは政令で定めるといふことになつておるのですが、できておるのですか。できていたらこれも一つ提出して頂きたい。
○説明員(小林英二君) 只今の御質問でございますが、まだ成案としての確定したものはできておりませんが、まあ大体腹案程度しかできておりません。

○木村福八郎君 関連して、この株式処分の内容についてはでき得る限り詳

細な資料が欲しいのです。どういふふうに分したか、でき得る限り詳細な資料を求めます。

○説明員(小林英二君) 只今委員のほうからも要求になりました資料につきましては、市場で売つたようなもので、現在それが、相手先がどういふふうになつてゐるかということについては、或いはわからない点があるかも知れません。なお銘柄についても、時間の許す範囲において詳しく作成して提出したいと思ひます。

○理事(清澤俊英君) ほかにありますか。なければ三時から合同委員会がありますので、これにて委員会を閉じます。

午後二時四十八分散会

出席者は左の通り。

理事

委員

事務局側

説明員

大蔵省管財
局総務課長

小林 英二君

常任委員
会専門員
会専門員

木村 常次郎君
小田 正義君

常任委員
会専門員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
九鬼紋十郎君
佐多 忠隆君
松永 義雄君
小林 政夫君
油井賢太郎君
森 八三一君
木村 禧八郎君

大矢 半次郎君
清澤 俊英君
杉山 昌作君
木内 四郎君